

福島県無料低額宿泊所の届出等に関する取扱いについて

社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設(福島市、郡山市及びいわき市内に設置する場合を除く。以下「無料低額宿泊所」という。)の開始届等を定める。

なお、福島県無料低額宿泊所設置指導指針(平成20年11月21日付け)は廃止する。

第1 開始届

無料低額宿泊所を開設しようとする者は、法第68条の2の規定により、事業開始の日から一月以内に(市町村及び社会福祉法人以外の者は、事業の開始前に)、同条第1項に掲げる事項を「第1号様式」により知事に届け出なければならない。

なお、届出にあたっては、事前に届出内容について相談を行うこと。

第2 変更届

第1の届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、法第68条の3の規定により、変更の日から一月以内に(市町村及び社会福祉法人以外の者は、法第68条の2第1項第4号、第5号及び第7号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から一月以内に)、その旨を「第2号様式」により知事に届け出なければならない。

なお、届出にあたっては、事前に届出内容について相談を行うこと。

第3 休止・再開届

第1の届け出をした者は、事業を休止又は再開するときは、法第68条の3の規定に準じ、休止又は再開後一月以内に(市町村及び社会福祉法人以外の者は、休止又は再開前に)、その旨を「第3号様式」により知事に届け出なければならない。

なお、届出にあたっては、事前に届出内容について相談を行うこと。

第4 廃止届

第1の届け出をした者は、事業を廃止したときは、法第68条の4の規定により、廃止の日から一月以内に、その旨を「第4号様式」により知事に届け出なければならない。

なお、届出にあたっては、事前に届出内容について相談を行うこと。

附則

この取扱いは、令和2年4月1日から施行する。

この取扱いは、令和3年9月13日から施行する。